

事務局説明資料(米国暗号資産関連法案の動向)

2025年9月2日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

米国議会下院「Crypto Week」

- 米国議会下院は、7月14日週を「Crypto Week」と銘打ち、暗号資産関連の3法案を審議。
 - ① デジタル資産市場構造法案（CLARITY法案）
 - ② 米国ステーブルコイン国家革新指導確立法案（GENIUS法案）
 - ③ 反CBDC監視国家法案（Anti-CBDC法案）
- 3法案は7月17日の下院本会議で全て可決。
- ②GENIUS法は7月18日にトランプ大統領が署名し、法案が成立。① CLARITY法案と③Anti-CBDC法案は上院で今後審議予定。

米国議会下院金融サービス委員会ウェブサイト



The screenshot shows the official website of the United States House Committee on Financial Services, chaired by French Hill. The page features a header with the committee's name and logo, navigation links for 'About Us', 'Schedule', 'News', and 'Contact', and social media icons for Facebook, X, YouTube, and Instagram. The main content area is titled 'Press Releases' and features a specific release titled 'House Announces Week of July 14th as "Crypto Week"'. The release is dated 'Washington, July 3, 2025' and includes the text: 'Today, House Committee on Financial Services Chairman French Hill (AR-02), House Committee on Agriculture Chairman GT Thompson (PA-15), and House Leadership announced that the week of July 14th will be "Crypto Week." The House of Representatives looks forward to considering the CLARITY Act, the Anti-CBDC Surveillance State Act, and the Senate's GENIUS Act as part of Congress' efforts to make America the crypto capital of the world.'

<https://financialservices.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=410793>

CLARITY法案（7/17時点版）の概要①

- SEC（証券取引委員会）とCFTC（商品先物取引委員会）のデジタル商品に関する**監督権限を明確化**し、デジタル商品に対する包括的な規制の枠組みの構築を図るもの。

※デジタル商品とは、ブロックチェーンの利用と本質的に結びついた価値をもつデジタル資産。証券や、デリバティブ、ステーブルコイン等は除外。

■ 成熟したブロックチェーンの定義付け

- ・ 関連するデジタル商品とともに、共通の支配下にある個人または集団のいずれにも支配されてないブロックチェーンシステムとして定義。
- ・ デジタル商品の発行体等がSECに対し、**ブロックチェーンの成熟度を証明**。
※成熟度（分散度）は、ブロックチェーンの透明性（ソースコードがオープンであること等）やガバナンス（特定の主体が20%以上の議決権を持たない等）、所有の分散（発行者等が総発行量の20%以上を有しない）などの要件から判断。

■ SECの所管

- ・ 成熟したブロックチェーンまたは成熟を意図するブロックチェーン上のデジタル商品を対象とする**投資契約の募集**について、特定の条件を満たせば、証券の発行開示規制の適用を免除。免除を利用する発行体は、SECに届出。
- ・ 当該免除には、1年で5,000万ドル以下の販売額の制限や、いずれの購入者も発行済み数量の10%以上を保有しないこと、成熟度に係る報告・開示義務等の要件を満たす必要。

※ 7月7日公表のCLARITY法案の要約（<https://www.congress.gov/crs-product/IN12583>）をもとに、7月17日の下院本会議で可決された法案の内容を反映し作成。
法案は未成立のため、今後内容が変更される可能性。

CLARITY法案（7/17時点版）の概要②

■ CFTCの所管

- デジタル商品取引所（現行の暗号資産取引の大半を占める中央集権型プラットフォーム等）およびデジタル商品のブローカー・ディーラーに**CFTCへの登録を義務付け**。
- 取引所が遵守すべき、顧客資産の分別管理や、自己勘定取引の禁止、取引監視、記録の保持・報告、利益相反の最小化等の、コア原則を規定。ブローカー・ディーラーに対しても、顧客資産の分別管理を含む規則を制定。
- 取引所は、**成熟したブロックチェーンあるいは成熟を意図するブロックチェーン上のデジタル商品のみを取引対象**として提供可能。CFTCが、申請から20日で認証を行い、不承認とする場合には分析を公表。

■ その他

- **分散型金融（DeFi）**の活動は、法案の登録・遵守要件の対象外。ただし、当局（SEC・CFTC）による**反詐欺・反相場操縦の権限は適用**。
- 取引所およびブローカー・ディーラーに対し、銀行秘密法を適用し、**マネロン対策（AML）の要件を適用**。

※ 7月7日公表のCLARITY法案の要約（<https://www.congress.gov/crs-product/IN12583>）をもとに、7月17日の下院本会議で可決された法案の内容を反映し作成。
法案は未成立のため、今後内容が変更される可能性。

(参考) CLARITY法案 (7/17時点版) の全体構成

TITLE I 定義・規制制定・暫定登録

第101条: 証券法におけるデジタル資産に関する定義の追加
第102条: 証券取引法における定義の追加
第103条: 商品取引法における定義の追加
第104条: 本法における定義
第105条: 規則制定
第106条: 移行期間中の事業継続を可能にする暫定登録制
第107条: 商品取引法及び証券法の保存条項
第108条: 行政手続きの整備
第109条: 国際協力
第110条: 銀行秘密法の適用
第111条: 本法施行に関するスケジュールと手続き

TITLE II デジタル商品に関する提供及び販売

第201条: 投資契約資産が証券法上の投資契約に該当しないことの明記
第202条: 発行者の登録免除・情報開示要件・成熟度移行要件等の規定
第203条: エンドユーザー配布・二次市場取引が証券法に該当しないことの明記
第204条: 関係者による二次市場取引の制限・禁止事項
第205条: ブロックチェーンの成熟認証プロセスと条件
第206条: 関連法改正の施行日

TITLE III SECにおける仲介業者の登録

第301条: デジタル商品・ステーブルコインを証券の定義から除外
第302条: SECに不公正行為規制の権限付与
第303条: 代替取引システム (ATS) のSEC登録免除維持
第304条: SECとCFTCの規制重複回避ルールの整備
第305条: ブロックチェーンによる帳簿保存の認可
第306条: SECの例外措置発動の柔軟性を規定
第307条: SEC登録事業者のCFTCへの重複登録が可能であることを明記
第308条: 州証券法からの免除 (州の権限は維持)
第309条: DeFi活動はSECの管轄外であることを明記
第310条: 銀行等によるカストディに対する負債計上・資本要求の禁止
第311条: ブローカー・ディーラーの開示要件
第312条: 金融的性質を持つ活動に関する規定
第313条: TITLE IIIで記される他の法律の改正の施行日を記す条項
第314条: 登録事業体への一般開示義務
第315条: 裁量剰余金に関する条項

TITLE IV CFTCにおける仲介業者の登録

第401条: CFTCに現物取引の排他的管轄権を付与
第402条: 顧客資産の認定カストディ業者への保管義務
第403条: 取引可能性の認証プロセス
第404条: デジタル商品取引所の登録・規制
第405条: カストディ業者の基準設定権限
第406条: ブローカー・ディーラーの登録・規制
第407条: 関係者の個別登録義務と不正関与禁止
第408条: 商品プール運営者・助言者の登録・規制
第409条: DeFi活動はCFTCの管轄外であることを明記
第410条: 実施・法執行のためのリソース確保義務
第411条: 支配的関係者への要件設定
第412条: デジタル商品以外の資産に関する補足規定
第413条: 利益相反に関するルール制定義務
第414条: TITLE IVで記される他の法律の改正の施行日を記す条項
第415条: 本法の目的・方向性に関する声明

※取引所: デジタル商品の売買を行うための取引所のプラットフォーム
※ブローカー: 顧客のデジタル商品に関する注文を取引所に取り次ぐ仲介業者
※ディーラー: 自己勘定でデジタル商品を売買する業者
※商品プール運営者: 投資家から資金を集めてプールを形成し、デジタル商品で運用する事業者
※商品取引助言者: 顧客に対してデジタル商品取引に関する投資助言を行う者

TITLE V イノベーション及び技術改善

第501条: 議会の目的声明 (技術革新・市場発展)
第502条: SECの使命に技術革新支援を追加
第503条: SEC内にFinHubを設置
第504条: CFTC内にLabCFTCを法制化
第505条: DeFiに関する調査義務
第506条: NFTに関する調査義務
第507条: 投資家教育・金融リテラシー調査
第508条: 市場インフラ改善に関する調査
第509条: 不正利用リスクに関する調査
第510条: 利益相反防止ルールの制定義務